

少子化・人口減少対策戦略検討会議開催要綱

(趣旨)

第1条 市町村や地域の様々な関係者と連携し、県民の希望をかなえる少子化対策及び今後の人口減少を前提とした社会づくりを検討するため、少子化・人口減少対策戦略検討会議（以下「検討会議」という。）を開催する。

なお、検討会議は、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき、法律又は条例により設置された附属機関ではないものとする。

(会議事項)

第2条 検討会議は、次の事項について意見交換を行う。

- (1) 少子化対策に関する事項
- (2) 人口減少を前提とした社会づくりに関する事項
- (3) その他、上記に関連する事項

(構成)

第3条 検討会議の構成員は、別表のとおりとする。

- 2 検討会議に、少子化・人口減少対策全般について助言するためスーパーバイザーを置くことができるものとする。
- 3 必要に応じ上記以外の者に出席を求めることができるものとする。
- 4 検討会議に座長を置き、座長は長野県知事をもって充てる。

(開催時期)

第4条 検討会議は令和5年8月25日から令和8年3月31日までの間、開催するものとする。

(その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。